参考資料 1

投資信託に関する監督指針の改正に ついて

投資信託に関する監督指針の改正について

- 〇 金融庁としては、<u>一層の適切な販売・勧誘を促進するための具体的な取組みとして、先般(平成24年2月15日)、投資信託の販売・勧誘等に関する監督指針の</u>改正を公表したところ
- 〇 監督指針改正の主な内容は、以下のとおり。
 - ① 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、<u>通貨選択型ファンドへの投資経験が無い</u> <u>顧客への勧誘・販売時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した</u> 旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。
 - ② 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象が発生し、投資信託 の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報 提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。また、投資信 託委託会社は、市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生 時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融 商品取引業者に提供しているか。
 - ③ 元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、<u>通貨選択型ファンドなど</u> のリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。
 - ④ 契約締結前交付書面の交付の際に、金融ADR制度についての説明を行っているか。また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。
 - ⑤ 投資信託の分配金に関して、<u>分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相</u> 当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。
 - ⑥ 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、<u>顧客</u> カードについては、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード

等の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。また、顧客の申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握した場合には、顧客カード等の登録内容の変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 後
田、監督上の評価項目と諸手続(共通編)	井通編
エー2 業務の適切性(共通編)	エー2 業務の適切性(共通編)
エー2ー3 勧誘・説明態勢	エー2ー3 勧誘•説明態勢
エー2ー3ー1 適合性原則 金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経 験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や 取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保す る必要がある。 そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態 勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証 することとする(特に、インターネット取引については、その非対面性 に鑑みて細心の注意を払うこと。)。	エー2ー3ー1 適合性原則 金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経 験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や 取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保す る必要がある。 そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態 勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証 することとする(特に、インターネット取引については、その非対面性 に鑑みて細心の注意を払うこと。)。
(1) 主な着眼点 ① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底 イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等 <u>について、顧客力一</u> ド等の整備とあわせ適時の把握に努めるとともに、投資勧誘に当 たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職 員に徹底しているか。	(1) 主な着眼点 ④ 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底 イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等 <u>を適時適切に把握するため、顧客カード等については、顧客の投資目的・意向を十分確認して作成し、顧客カード等に登録された顧客の投資目的・意向を十分向を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。また、顧客の申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握をの申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握と成合には、顧客カード等の登録内容の変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に即した適正な勧誘に努める</u>
(新設)	よう伎ゃ貝に似たしているが。 ロ. 元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する場合には、管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。
D. (略) ② (略)	<u>ハ.</u> (略) ② (略)

_
(全
₩
雂
疝
Ŗπ
11 c
頭
17
灮
Δī
46
좰
6
\pm
ᄺ
ᄲ
钏
狆
业
==
III
与
먑
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
喜
IUE
115

立間的の取り来合き的いの総合的な当時間が (投	7811574111111111111111111111111111111111
現行	改正後
(2)(略)	(2) (略)
 Ⅲ一2一3一4 顧客に対する説明態勢 金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。 (注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。 	 Ⅲー2ー3ー4 顧客に対する説明態勢 金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。 (注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。
 (1) 説明態勢に関する主な着眼点 ① (略) ② 適切な商品・サービス説明等の実施イ~ホ(略) (新設) (新設) ○・ト (略) ③・④ (略) 	 (1) 説明態勢に関する主な着眼点 ① (略) ② 適切な商品・サービス説明等の実施インペクトを与える事象の発生イン・市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大なおい。顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。 室に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。 また、投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。 VI - 2 - 3 - 4 において同じ。)は、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。 ト・チ(略) ③・4) (略)
(2)•(3)(略)	(2)•(3)(略)
エー2ー5ー2 金融ADR制度への対応	エー2ー5ー2 金融ADR制度への対応

_
会
\Box
盐
ήĒ
巡
쌻
1
交
仙
₩ ₩
+
但
计
ᄳ
业
7111
<u>п</u>
띰
余融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
呕小
112

(1)	グ 一声 日 日 1 1 1 1 1 1 1 1
現 行	改正後
皿-2-5-2-1 指定ADR機関が存在する場合	皿-2-5-2-1 指定ADR機関が存在する場合
(1) (略)	(1) (略)
(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下のよにのきまえ - ・・・・・・	(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、 いての ゴーの音 エス・レーエス
は、ダージ流に単売がらここがら。 なお、「エー2-5-1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」 における留意点も参照すること。	は、次十の流に出たすることとする。 なお、「Ⅲ—2—5—1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」 における留意点も参照すること。
① **/ / / / / 	①
ロ 公表・周知・顧客への対応 a (略)	- 周知 - 顧客への対応 8)
(利 高文)	 2. 契約締結則交付書面の交付に関し、並融ADK制度についての説明を行っているか。 また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融をいるともに、これを記します。
b. (略) ② (略)	関すり 不可及 こうこう に 記む 分 1 じっこう (
エー2ー5ー2 指定ADR機関が存在しない場合	Ⅲ-2-5-2-2 指定ADR機関が存在しない場合
(1) (8)	(1) (略)
(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、 金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、	(2) 主な着眼点 金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、 金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、

_
全
Ü
太
加
学
拠
<u> </u>
4,
白石
Ų ⊔ 36
多数
6
Ξ
므
₩
孙
粣
Г
邑
먑
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
尶
#

エ配岡の取り来有寺門1707総合的45年首打町(抄)	
現行	改正後
業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。なお、「皿ー2ー5ー1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。(1)・(2) (略)	業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検 証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、 例えば、以下の点に留意することとする。 なお、「エー2ー5ー1 苦情対処に関する内部管理態勢の確立」 における留意点も参照すること。 (1)・(2) (略)
声 回	重 回
a. (略) (新設)	
	い場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて 金融ADR制度について説明を行っているか。
b. (略) ロ. (略)	(略)
IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)	IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)
IVー3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)	IVー3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)
IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性	Ⅳ-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性
IV-3-1-2 勧誘・説明態勢	IV-3-1-2 勧誘・説明態勢
(1) ~ (3) (8)	(1) ~(3) (8)
(新設)	(4)投資信託の勧誘に係る留意事項

<u>\$</u>
的な監督指針
向けの総合的
業者等
金融商品取引

状の末白寺内の心心の日から明目旧町(か) 改正後 は 後	投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅 広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客 の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、 特に以下のような点に留意して監督するものとする。 (1) 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部 払戻しに相当する場合があることを、顧客(特定投資家を除く。② において同じ。)に分かり易く説明しているか。 (2) 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスク に加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファン ドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商 品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存 するなどの措置をとっているか。	(5) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 (知募の取 ① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号(私募の取 扱いを除く。)の行為により債券(金商業等府令第123条第1項第 11号に規定する有価証券をいう。 <u>(5)</u> において同じ。)を個人で ある顧客(特定投資家を除く。)に取得させ又は売り付けようとす る際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる 場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの 有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に 影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客(特定投資家を 除く。)に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。 イ・ロ (略)	(8) (7) (8)	(集)了出口共高少数一块/ \$7 红纸了口史进品乡一路站,17
		(4) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 取いを除く。)の行為により債券(金商業等府令第123条第1項第 11号に規定する有価証券をいう。 (4) において同じ。)を個人で ある顧客(特定投資家を除く。)に取得させ又は売り付けようとす る際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる 場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの 有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に 影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客(特定投資家を 除く。)に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。 イ・ロ (略)	(2) (8) (路)	17 一路校 上负弧価佰日子转手结(第一铺全副站马田司装)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 後
V-2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)	V-2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)
V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性	V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
V-2-1-1 勧誘・説明態勢	V — 2 — 1 — 1 動誘・説明態勢
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(新設)	(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅 ユニョエロコ・エニューを言言。 エエジュ・・・ コー
	<u> </u>
	(1) 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部 払戻しに相当する場合があることを、顧客(特定投資家を除く。②
	において同じ。)に分かり易く説明しているか。 ② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスク
	I ruizi
(3) ~ (2) (8)	(4) ~ (6) (8)
四. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)	
 Ⅲ—1 業務の適切性(登録金融機関) 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ—2 (Ⅲ—2 — 3 — 4 (2)、Ⅲ—2 — 6(1)②、Ⅲ—2 — 8(3)及びⅢ—2 — 9を除く。)、 IV—1—3、IV—3—1(IV—3—1—2(1)、IV—3—1—4(4) 及びIV—3—1—5を除く。)、IV—3—3(IV—3—1(1)か 	 Ⅲ一1 業務の適切性(登録金融機関) 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ一2 (Ⅲ一2 − 3 − 4 (2)、Ⅲ一2 − 6 (1)②、Ⅲ − 2 − 8 (3)及びⅢ − 2 − 9を除く。)、

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

現行	改正後
ら (3) まで、IV — 3 — 3 — 2 (4) ③から®まで、IV — 3 — 3 — 4 及	ら (3) まで、IV – 3 – 3 – 2 (4) ③から®まで、IV – 3 – 3 – 4 及びV – 3 – 5 を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。)、VI – 2 及びVI – 2 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、金融商品仲介業務については、IV – 3 – 1 – 2 (5) ③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。
XI. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)	XI. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)
 XI-1 業務の適切性(金融商品仲介業者) 金融商品仲介業者の業務の適切性については、皿ー2ー5ー2、	XI-1 業務の適切性(金融商品仲介業者) 金融商品仲介業者の業務の適切性については、皿-2(皿-2-5-2、 面-2-5-3及び皿-2-6(1)②を除く。)、IV-3-1(IV-3-1-2 (2)、IV-3-1-3(1)及び(2)並びにIV-3-1-6を除く。)並び にIV-3-3-2(3)及び(6)(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕 組債・投資信託の販売に係る部分に限る。)に準ずるほか、金商法第66条の 18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとす る。 なお、IV-3-1-2(5)③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及び二の 社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 (1)・(2)(B)